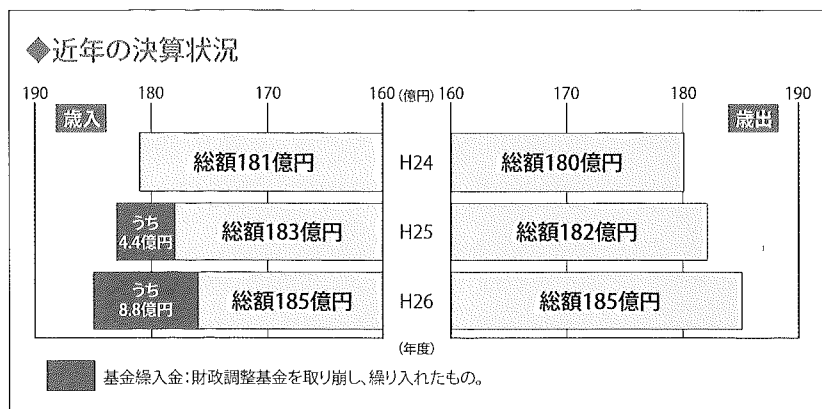


国民健康保険税の改定について

～平成28年度より国民健康保険税の税率等が引き上げられます～

八代市国保の財政状況

国民健康保険は、ご加入の皆様が安心して医療を受けられるよう、保険税や国・県負担金などから医療の給付を行う助け合いの制度です。しかしながら、被保険者の減少や高齢化等による税収減少と、医療費増などの構造的な問題から、大変厳しい財政運営にあります。



本市の国保特別会計決算状況は上のグラフのとおりで、H25、26歳入の先端、濃い網掛け部分で示すとおり、財政調整基金(※1)を取り崩すことで「歳入=歳出」となっています。そのため、単年度での実質的な収支(※2)は、H25年度で約5億円、H26年度は約9億円の赤字となっています。このままでは、赤字が膨らみ、医療費の支払いに支障をきたすことになりかねません。こうした財政事情により、根本的な対策を迫られることとなりました。

(※1) 国保財政調整基金: 国保の健全運営に資するための積立金。
(※2) 単年度での実質的な収支: 前年度からの繰越金、基金繰入金や歳出の基金積立金等を除いた歳入・歳出の差引額。

税率等改定の内容

厳しい財政状況を受けて検討を重ね、市議会の可決をいただき、平成28年度より、税率等を改定することといたしました。改定の内容は右の2点、「所得割税率改定」と「均等割・平等割の軽減割合の改定」により課税総額で約9%の増となります。

加入者の皆様にはご負担をお願いすることとなりますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

◆所得割税率の改定

区分	【現行】	【改定後】
*医療分	9.5%	⇒ 9.6%
*後期高齢者医療支援金分	2.4%	⇒ 3.9%
*介護納付金分	1.9%	⇒ 2.9%

◆均等割・平等割の軽減割合の改定

対象世帯	【現行】	【改定後】
*所得:33万円以下	7.5割	⇒ 7割
*所得:33万円+(被保険者数×26万5千円)以下	5.5割	⇒ 5割
*所得:33万円+(被保険者数×48万円)以下	2.5割	⇒ 2割

※その他(国の税制改正に伴う改定)

◇課税限度額の改定

区分	【現行】	【改定後】
*医療分	52万円	⇒ 54万円
*後期高齢者医療支援金分	17万円	⇒ 19万円

特定健診等の活用について

国保の財政状況改善のためには、税収の確保とともに大事なことは、医療費の支出を抑えることです。言い換えるなら、加入者の皆さんがより健康になって、笑顔で幸せに過ごせる状況こそが、医療費の抑制、引いては、国保財政の健全化につながります。

疾病の早期発見、早期治療になくてはならない国保の特定健診は、平成28年度からワンコイン(500円)。さらに、健診項目も充実しました(詳細は右面参照)。生活習慣病の重症化防止のため、是非とも特定健診をご家庭の年中行事と位置付けて、健康状態のチェックにご利用ください。



500 H28年度 特定健診受付中!!

今年度から、ワンコイン(500円) 特定健診がスタート!!

★『心電図』『眼底』『貧血』の検査を追加し内容がさらに充実しました。

【これから申込み頂ける特定健診】

★医療機関健診 7月1日～1月31日 (指定医療機関で受診できます)

★巡回健診 8月16日～9月9日 (校区公民館16ヶ所で受診できます)

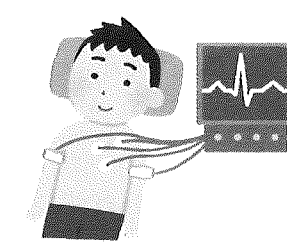
健康診断

巡回健診日程・会場
受付時間/午前7:00～午前8:00

◎各種がん検診等も申込みを受け付けていますのであわせてお申込み下さい。

	内容	実施時期	対象年齢
医療機関健診	特定健診	7月～1月	40歳以上
	高齢者健診	7月～1月	75歳以上
	乳がん検診	6月～11月	40歳以上
	子宮がん検診	6月～11月	20歳以上
	胃がん検診	7月～9月	40歳以上
	大腸がん検診	7月～11月	40歳以上
巡回健診	特定健診	右表	40歳以上
	高齢者健診		75歳以上
	肺がん・結核検診		40歳以上
	大腸がん検診		40歳以上
	前立腺がん検診 ※健診当日申込み		50歳以上

日程	健診会場	日程	健診会場
8月16日(火)	農村婦人の家(昭和)	9月1日(木)	龍峯農業研修所
8月17日(水)	南部市民センター	9月2日(金)	高田公民館
8月18日(木)	植柳公民館	9月6日(火)	郡築公民館
8月19日(金)	松高公民館	9月7日(水)	二見公民館
8月23日(火)	麦島公民館	9月8日(木)	八千把公民館
8月24日(水)	八代公民館	9月9日(金)	鏡保健センター
8月25日(木)	太田郷公民館		
8月26日(金)	宮地公民館		
8月30日(火)	代陽公民館		
8月31日(水)	金剛公民館		



熊本地震により複合健診が中止となった方へ

熊本地震で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。今回の地震のため健診が中止になった方へは、大変ご迷惑をおかけしています。複合健診の代替日のご案内につきましては、9月～10月頃に八ガキにて個人通知を致します。4月に郵送しております健診セット等はそのまま保管をお願いします。

問合せ・申込み先

*八代市保健センター 電話 32-7200

*八代市鏡保健センター 電話 52-5277

国保加入者で人間ドックを受診された方へ

人間ドック情報提供報奨金事業

八代市国民健康保険にご加入の方が特定健康診査の実施項目を含んだ人間ドックを受診され、その検査結果を八代市にご提出いただくと、報奨金として3,000円が交付されます。

※下記の①～③の条件をすべて満たす方が対象となります。

《条件》

- ①人間ドック受診日において八代市国民健康保険被保険者の資格を有している方（後期高齢者医療制度・全国健康保険協会等にご加入の方は除く）
- ②特定健診受診対象年齢の方（満40歳以上～75歳未満の方）
- ③平成28年4月1日以降に受診した人間ドックの写しを提出できる方

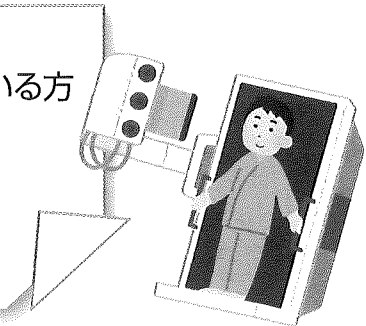
*八代市が実施した特定健診を受診した方は対象外になります。

- ◆**手続に必要なもの**・・・人間ドックの検査結果に関する記録の写し等、国保の保険証、認印、通帳
- ◆**申請窓口**・・・国保ねんきん課医療給付係（千丁支所内）、八代市保健センター、各健康福祉地域事務所（千丁を除く支所内）

《注意点》

- ・申請は、同一年度に、1人あたり1回。
- ・申請期限は、人間ドックの受診日から起算して2ヶ月を経過する日または、年度末日（3/31）のいずれか遅い日まで。

※この制度は、市民の皆様の特定健康診査の受診状況を把握し、その後の特定保健指導の実施に結びつけ、さらなる健康増進を図ることを目的としていますので、提供いただいた情報は、それらの目的以外のためには利用しません。



ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ

☆ジェネリック医薬品とは？

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に発売される低価格の医薬品のことです。先発医薬品と同等の有効成分、効能・効果を持っています。また、製品によっては大きさ、味、においの改善、保存性の向上等、先発医薬品より工夫されたものもあります。

☆ジェネリック医薬品に変更するメリットは？

高齢化社会を迎え、増え続ける医療費が国保財政を圧迫しています。先発医薬品よりも低価格なジェネリック医薬品が普及すると、薬代の自己負担の軽減はもちろん、八代市国保財政の改善（医療費の抑制）や国保税負担増の抑制にもつながります。

☆ジェネリック医薬品を使いたい場合は、かかりつけの医師や薬剤師によく相談しましょう。

先発医薬品によっては、ジェネリック医薬品が発売されていないものや、医療機関や薬局に在庫のないものがあります。また、医師の判断により、先発医薬品からジェネリック医薬品に変更できない場合があります。

☆「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りしています。

八代市国民健康保険では、ジェネリック医薬品に切り替えたときに、薬代の負担が軽くなる可能性がある方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りしています。みなさんがジェネリック医薬品をお使いいただくかどうかの参考資料としてお役立て下さい。（年2回発送）

医師・薬剤師の方へ

ジェネリック医薬品を希望します

ジェネリック医薬品希望カードをご利用下さい。

八代市では、国保全世界帯にジェネリック医薬品希望カードを被保険者証の更新時（または国保新規取得時）にお配り致しますので、ご活用下さい。

お問合せ：八代市役所 国保ねんきん課（千丁支所内） ☎33-4113（直通）

整骨院・接骨院のかかり方

健康保険等が使える？使えない？

整骨院や接骨院における柔道整復師による施術は、国保や後期高齢者医療、健康保険等が「**使える場合**」と「**使えない場合**」があります。

健康保険等が使えるもの —ケガや原因のある痛み—

- 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲、捻挫等（肉離れを含む）と診断又は判断され、施術を受けたとき。（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、医師の同意を得ることが必要です。）
- 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。
 - 日常生活やスポーツで、くじいたり打ったりして、負傷したとき。
 - 日常生活やスポーツで、同じ動作の繰り返しや姿勢を変える動作によって、負傷したとき。

【具体例】 ・日常生活中、椅子から立ち上がろうとしてひねった際、腰がいたくなった
・日常生活中、急に方向を変えようとした際、膝に痛みが出た など

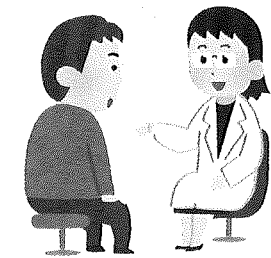
健康保険等が使えないもの —病気や原因不明の痛み—

- × 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- × 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- × 病院、診療所などで、同じ負傷等を治療されている場合
- × 労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷



★施術を受けるときの注意点★

- ◆ **負傷原因は正確に伝えましょう。**
健康保険等は治療を目的としたものであり、上記のように健康保険等の対象とならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。また、交通事故等による第三者行為の場合は、速やかに保険者に連絡してください。
- ◆ **施術が長引く場合は、内科的要因も考えられますので、一旦、医師の診察を受けましょう。**
- ◆ **「療養費支給申請書」の内容をよく確認し記入しましょう。**
療養費支給申請書は、施術を受けた人が柔道整復師に療養費の請求を委任するものです。傷病名、日数、金額等をよく確認し、申請書の受取代理人の欄に、原則、患者さん自ら記入してください。
- ◆ **領収証は必ず受け取りましょう。**



※高額療養費や医療費控除の申請には、**領収証（原本）**が必要です。領収証を紛失したり、処分された場合は、支払証明書でも受付できますが、医療機関によっては手数料のかかることもあります。領収証は大切に保管してください。